

## C 端末の報知による人の危険回避に用いる場合の推奨事項

### (1) 利用方法

端末の報知を用いて、人の危険回避に使う利用方法である。緊急地震速報(業)による報知を見聞きした端末利用者の基本的な行動内容は、あわてず身の安全を確保するというものである。

具体的な利用例は、家庭や小規模な事業所等において、テーブルの下に隠れる等、身の安全を図るための活用が考えられる。

なお、不特定多数が見聞きできる端末の場合は、緊急地震速報(業)のうち一般向け予報にあたることに留意すること。

### (2) 端末利用者が施す措置

緊急地震速報(業)を端末利用者の意図どおりに利用するためには、端末に対して適切な措置を施す必要がある。以下に、

強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合

以外の内容についても端末に報知させる場合

において推奨する措置を示す。なお、各項目の詳細は、「4 措置・機能・能力についての詳細 4 - 1 適切な利用のために端末利用者に推奨する事項の詳細」(P.29～)に記載する。

実際には、ここで示すもののほか、「3 適切な利用のための端末機能及び配信能力」(P.27～)を踏まえて配信・許可事業者が公開する端末機能及び配信能力をもとに、端末利用者自らが利用目的等に合わせて、端末や配信を選択したり、措置を決定することになる。

#### 強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合

(各項目の詳細はP.29～)

この場合は、緊急地震速報(業)の一般向け予報、特定向け予報のいずれも利用できる。

#### 端末や配信の選択

端末や配信を選択するにあたっては、配信・許可事業者が公開・説明する端末の機能及び配信能力を参考にすることを推奨する。中でも、緊急地震速報を迅速かつ確実に使用するために、以下の項目については、特に考慮することを推奨する。

- ・ 気象庁が緊急地震速報(予報)等を発表してから端末が報知を開始するまでに要する時間がトータルで1秒以内のもの。
- ・ 気象庁から端末まで配信を途切れさせないような十分な対策をとっているもの。
- ・ 時刻の誤差が常に±1秒以内となるよう時刻合わせしているもの。
- ・ 配信・許可事業者によるサポートが充実しているもの。

以上に加えて、震度の予想の方法として従来法とPLUM法の両方の機能を有することを推奨する。

### **端末や回線等に対して施す措置**

- ・耐震固定等地震の揺れへの対策を推奨。
- ・無停電化を推奨。
- ・サーバーから端末までの回線は常時接続できる回線を使用することが必須。

### **予想した猶予時間による報知**

猶予時間がない場合でも報知させることを推奨。

猶予時間 + 10秒程度は安全確保を促す報知を継続させることを推奨。

### **予想した震度による報知**

緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。

### **精度情報等による報知**

緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。

### **深発地震についての緊急地震速報(業)による報知**

緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。

### **報知の内容**

最初にNHKチャイム音を用いた報知をさせることを推奨。

予想した震度や猶予時間については具体的に報知させないことを推奨。

### **緊急地震速報(業)で報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される**

#### **緊急地震速報(業)での報知**

報知内容は変更しないことを推奨。

### **キャンセル報の扱い**

報知した緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報が提供された場合は、キャンセルされた旨を報知させることを推奨。

報知しなかった緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報は、報知させないこと。

### **試験**

テスト報を受けて行う端末の試験の実施を推奨。

普段はテスト報を受けても端末が動作しないよう設定しておくことを推奨。

### **訓練**

端末が持つ訓練機能による報知または訓練報を受けての報知を見聞きしての訓練の実施を推奨。

普段は訓練報を受けても端末が動作しないように設定しておくことを推奨。

### **配信・許可事業者への連絡**

配信・許可事業者の利用方法等について連絡することを推奨。

## 以外の内容についても端末に報知させる場合

(各項目の詳細はP.29～)

この場合は、緊急地震速報(業)の一般向け予報のみ利用できる。

### 端末や配信の選択

端末や配信を選択するにあたっては、配信・許可事業者が公開・説明する端末の機能及び配信能力を参考にすることを推奨する。中でも、緊急地震速報を迅速かつ確実に使用するために、以下の項目については、特に考慮することを推奨する。

- ・気象庁が緊急地震速報(予報)等を発表してから端末が報知を開始するまでに要する時間がトータルで1秒以内のもの。
- ・気象庁から端末まで配信を途切れさせないような十分な対策をとっているもの。
- ・時刻の誤差が常に±1秒以内となるよう時刻合わせしているもの。
- ・配信・許可事業者によるサポートが充実しているもの。

以上に加えて、震度の予想の方法として従来法とPLUM法の両方の機能を有することを推奨する。

### 端末や回線等に対して施す措置

- ・耐震固定等地震の揺れへの対策を推奨。
- ・無停電化を推奨。
- ・サーバーから端末までの回線は常時接続できる回線を使用することが必須。

### 予想した猶予時間による報知

猶予時間がない場合でも報知させることを推奨。

猶予時間+10秒程度は安全確保を促す報知を継続させることを推奨。

### 予想した震度による報知

端末利用者が必要とする設定震度を超えたときに報知させることを推奨。

### 精度情報等による報知

複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)で報知させることを推奨。

### 深発地震についての緊急地震速報(業)による報知

震度の予想の方法がPLUM法に基づく場合は報知することを推奨。

震度の予想の方法が従来法に基づく場合は、深発地震では正確な震度の予想は困難なことから報知させないことを推奨。

ただし、従来法に基づく場合でも経験的に大きな揺れが観測される東日本の太平洋側のような地域では、報知させる選択もある。

### 報知の内容

最初にNHKチャイム音を用いた報知をさせることを推奨。

予想した震度や猶予時間については具体的に報知させないことを推奨。

ただし、端末利用者が緊急地震速報(業)の誤差や技術的限界について理解していれば、具体的な予想震度、猶予時間を報知させる選択もあるが、震度の予想がPLUM法に基づく

場合は具体的な猶予時間は算出できないため、猶予時間について報知させる場合には、「まもなく到達」等の表現を用いることを推奨する。

なお、震源の位置とマグニチュードが「仮定震源要素」である場合は、震度の予想がPLUM法に基づく場合を除き、予想した震度を報知させないこと。

#### **緊急地震速報(業)で報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)による報知**

予想した震度または猶予時間を報知している場合は、予想した震度が大きくなる場合または猶予時間が短くなる場合に報知内容を変更することを推奨。

それ以外の場合は、報知内容は変更しないことを推奨。

#### **キャンセル報の扱い**

報知した緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報が提供された場合は、キャンセルされた旨を報知させることを推奨。

報知しなかった緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報は、報知させないこと。

#### **試験**

テスト報を受けて行う端末の試験の実施を推奨。

普段はテスト報を受けても端末が動作しないように設定しておくことを推奨。

#### **訓練**

端末が持つ訓練機能による報知または訓練報を受けての報知を見聞きしての訓練の実施を推奨。

普段は訓練報を受けても端末が動作しないように設定しておくことを推奨。

#### **配信・許可事業者への連絡**

配信・許可事業者の利用方法等について連絡することを推奨

### **(3)実施すべき試験・訓練**

緊急地震速報(業)が提供された時に落ち着いて確実に危険回避が行われるためには、端末の動作試験及び端末を使った端末利用者の緊急地震速報対応訓練を行える環境が必要である。

端末の動作試験は、テスト報を受けて行う試験が必要である。端末を使った緊急地震速報対応訓練には、端末が持つ訓練機能を使って行う訓練と、訓練報を端末が受けて行う訓練がある。

を行うためには、端末単独で訓練用の報知を行える必要がある。

を行うためには、配信・許可事業者が、端末利用者の求めに応じて訓練報を配信できる能力が必要である。

なお、毎年1回実施する緊急地震速報の全国訓練の際に気象庁から配信する訓練報を端末の試験や訓練に用いることもできるが、そのためには、配信・許可事業者が気象庁からの訓練報を配信できること、訓練実施の連絡と訓練参加の意思確認が事業者から全ての端末利用者に対して直接なされることが必要である。